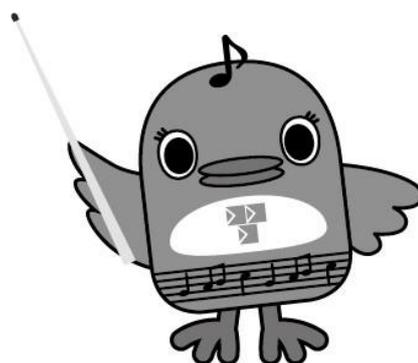


令和4年度

消費者行政の概要

(3年度実績)

習志野市消費生活センター



ナラシド♪

目次

I 消費者行政の概要

1. 消費者行政のあゆみ…………… 1
2. 消費生活センター事業概要…………… 4
3. 組織及び事務分掌…………… 4

II 消費者の権利の尊重と自立支援

1. 消費生活相談の概要…………… 5
2. クーリング・オフガイド…………… 8
3. 内容証明郵便について…………… 10
4. 未成年者契約の取消し…………… 11
5. 家庭用品品質表示法等による立入検査…………… 12
6. 多重債務問題対策…………… 13

III 消費者啓発

1. 啓発用パネル展示、パンフレットの配布・ミニ消費生活展 …… 14
2. 広報紙等掲載による啓発 …… 14
3. 消費生活メモ …… 15
4. まちづくり出前講座等 …… 18
5. 令和3年度 習志野市消費生活パネル展 …… 18
令和3年度 消費生活パネル展展示写真 …… 19

IV 計量器定期検査

1. 計量器定期検査 …… 20

V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例…………… 21

施行規則…………… 22

◎ 消費生活相談…………… 23

I 消費者行政の概要

1 消費者行政のあゆみ

年 度	内 容
昭和42 年	民生部経済課に商工観光係を設置 習志野市消費生活モニター制度発足 習志野市消費生活モニター設置要綱施行
43 年	第1回習志野市みんなの消費生活展開催 消費者保護基本法制定(現消費者基本法)(昭和43年5月30日公布・施行)
44 年	民生部産業課産業係に変更 安売りの日対策協議会設置
45 年	国民生活センター設置(国) 県委嘱による消費生活苦情相談窓口設置 習志野市主婦の消費生活研究会発足
46 年	産業交通課に課名変更 消費生活モニターによる買物動向調査実施
47 年	消費生活モニターによる小売価格調査実施(毎月)
48 年	産業振興課産業振興係に変更 消費生活用製品安全法(昭和48年6月6日公布)
49 年	習志野市主婦の消費生活研究会を習志野市消費生活研究会に変更
50 年	産業振興課消費生活係に変更 消費生活通信講座の開催
53 年	民生部商工農政課流通対策係に変更
54 年	習志野市消費生活センター設置 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱施行 習志野市消費生活センターオープン記念講演会の開催 市委嘱による消費生活苦情相談の開始
55 年	県からの権限委譲事務により立入検査を実施(消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法)
59 年	民生経済部商工振興課商工労政係に変更 国民生活センター、全国消費生活情報ネットワークシステム「PIO-NET」運用開始
61 年	習志野市消費生活センター、サンロード津田沼ビル6階へ移転
63 年	第1回消費者月間(5月(国))
平成元 年	経済環境部商工振興課企画係に変更
3 年	経済環境部商工振興課消費生活係に変更 消費生活専門相談委員資格認定試験実施(国)
4 年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムに加入 計量法(平成4年5月20日公布・平成5年11月1日施行)
5 年	計量器指導を県からの権限委譲事務により実施
6 年	消費生活係が企画政策部まちづくり推進課へ移管 食品衛生法施行規則等改正

7年	旅行業法、食品衛生法、栄養改善法、保険業法改正
10年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
11年	習志野市消費生活相談員設置基準内規施行 消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引に関する法律、電気用品取引法(電気用品安全法に改称(PSCマークの導入))、ガス事業法の改正
12年	消費者契約法(平成12年5月12日公布・平成13年4月1日施行) 訪問販売法(特定取引に関する法律と改称)、月賦販売法改正 地方自治法一部改正により消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法による立入検査を県条例による特例処理により、本市が実施 特定商取引法、電子契約法施行
13年	習志野市消費生活相談員設置基準内規の一部改正施行 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正施行 電気用品取締法から電気用品安全法に改称され施行、金融商品販売法施行 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
15年	個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日公布・平成17年4月1日施行) 食品安全基本法(平成15年5月23日公布・平成15年7月1日施行) 食品安全関連5法公布 健康増進法(本文:平成15年5月1日施行・ただし書:平成16年8月1日施行) 習志野市消費生活モニター設置要綱の廃止 消費税が総額表示に変更
16年	特定商取引法改正 行政規制の強化と民事ルールの整備 消費者保護基本法を改正し消費者基本法として公布・施行 消費生活センターが総務部生活安全室まちづくり推進課へ移管 消費生活相談カード直接作成システム端末機の設置
17年	個人情報の保護に関する法律(4月1日施行) 食育基本法(平成17年6月17日公布・同年7月15日施行)、JAS法改正 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステム更新
18年	改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布 習志野市多重債務問題対策庁内連絡会設置要綱の施行
19年	長期使用製品安全表示制度が改定され4月1日施行
20年	特定商取引法、割賦販売法改正(平成21年12月施行) 消費者安全法施行
21年	消費者庁設立(平成21年9月1日) 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 習志野市消費生活相談員設置基準内規の廃止 習志野市消費生活センター設置の公示 「消費生活センター」を「消費生活係」に変更
22年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2010導入

23 年	まちづくり推進課が市民経済部へ移管、「協働まちづくり課」に課名変更
24 年	地域主権一括法により、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査の権限を県より委譲 習志野市消費生活センターがサンロード津田沼ビル6階から4階に移転(9月) 災害対応事業(市民から持込まれる食品等放射性物質検査)11月から開始
25 年	習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 食品表示法制定(平成25年6月28日公布)
26 年	相談窓口の強化の相談体制を充実(相談時間を9時30分から16時に変更)
27 年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2015刷新 食品表示法施行(平成27年4月1日施行) 「習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例」及び施行
28 年	規則を制定(「習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱」を廃止) 相談窓口強化のため毎月の第2土曜日を開所 習志野市消費生活センターを「協働経済部市民広聴課」の外部機関に位置づけ、センター長を配置 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の改正により洗濯表示変更
29 年	改正消費者契約法施行(平成29年6月3日施行) 改正特定商取引法施行(平成29年12月1日施行)
30 年	成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正(令和4年4月1日施行) 消費者契約法の一部改正(令和元年6月15日施行) ギャンブル等依存症対策基本法公布(平成30年10月5日施行) 食品表示法の一部改正(12月14日公布)
令和元年	食品ロスの削減の推進に関する法律施行(令和元年10月1日施行)
令和 2年	食品表示法の一部改正(4月1日施行) (1)一般用の加工食品および一般用の添加物の栄養成分表示の義務化 (2)アレルギー表示の変更 (3)「機能性表示食品」制度の新設 (4)全ての加工食品(輸入品を除く)に原料原産地の表示が義務付けられる。 災害対応事業(市民から持込まれる食品等放射性物質検査)終了
令和 3年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2020刷新 特定商取引法の一部改正(令和3年6月16日公布、令和4年6月1日施行) (1)通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策 (2)「売買契約に基づかないで送付された商品」対策(※令和3年7月6日施行) (3)消費者利益の擁護増進のための規定の整備

2 消費生活センター事業概要

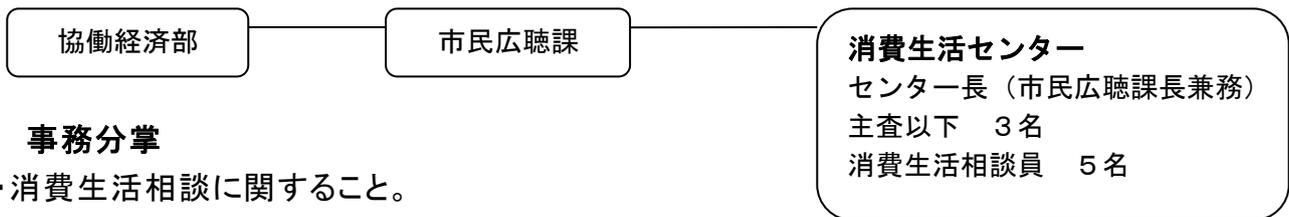
消費生活センターでは、多様化する現代社会における消費生活上の諸問題や苦情・相談の斡旋に努め、消費者の被害を未然に防ぐため、各種啓発や情報の収集・提供を行い、市民の消費生活の向上を図っています。

施設の概要

- (1) 名 称 習志野市消費生活センター
- (2) 所在地 習志野市津田沼5丁目12番12号 サンロード津田沼4階
(昭和61年にサンロードに移転)
電話 047-489-5230 相談専用 047-451-6999
- (3) 開設年月日 昭和54年9月1日(平成28年4月1日条例により設置)
- (4) 開所時間 午前8時30分から午後5時まで
(休所日: 第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (5) 相談日 平日及び第2土曜日(除く第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (6) 相談時間 午前9時30分から午後4時まで

3 組織及び事務分掌

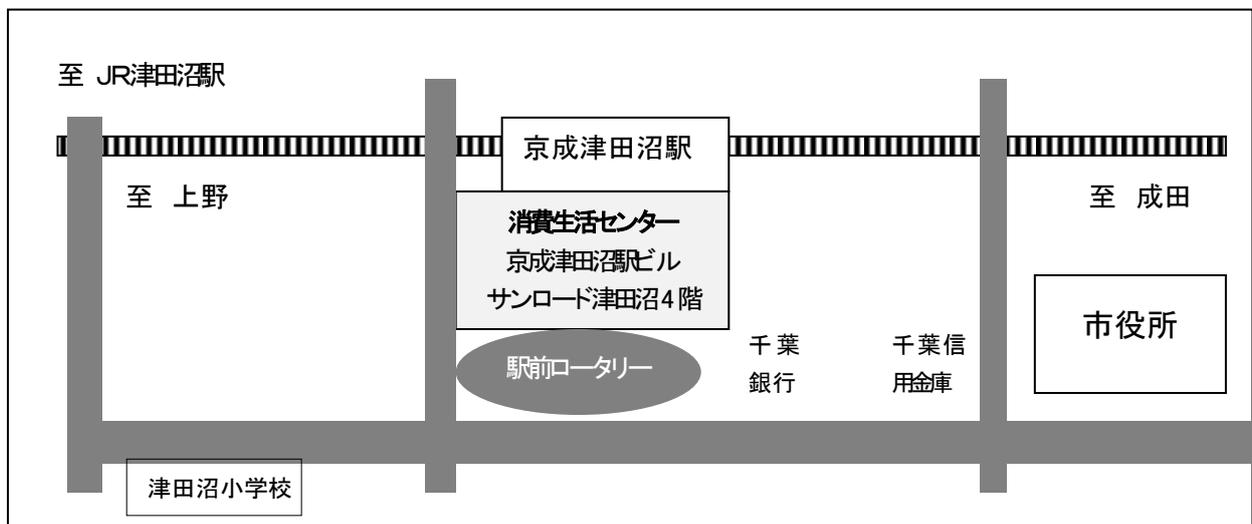
組 織 平成28年4月1日 機構改革によりセンターを機関として設置



事務分掌

- ・消費生活相談に関すること。
- ・消費者問題に係る啓発に関すること。
- ・計量器に関すること。
- ・消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。

(案内図)



Ⅱ 消費者の権利の尊重と自立支援

1 消費生活相談の概要

令和3年度の相談件数は1,009件となっています。

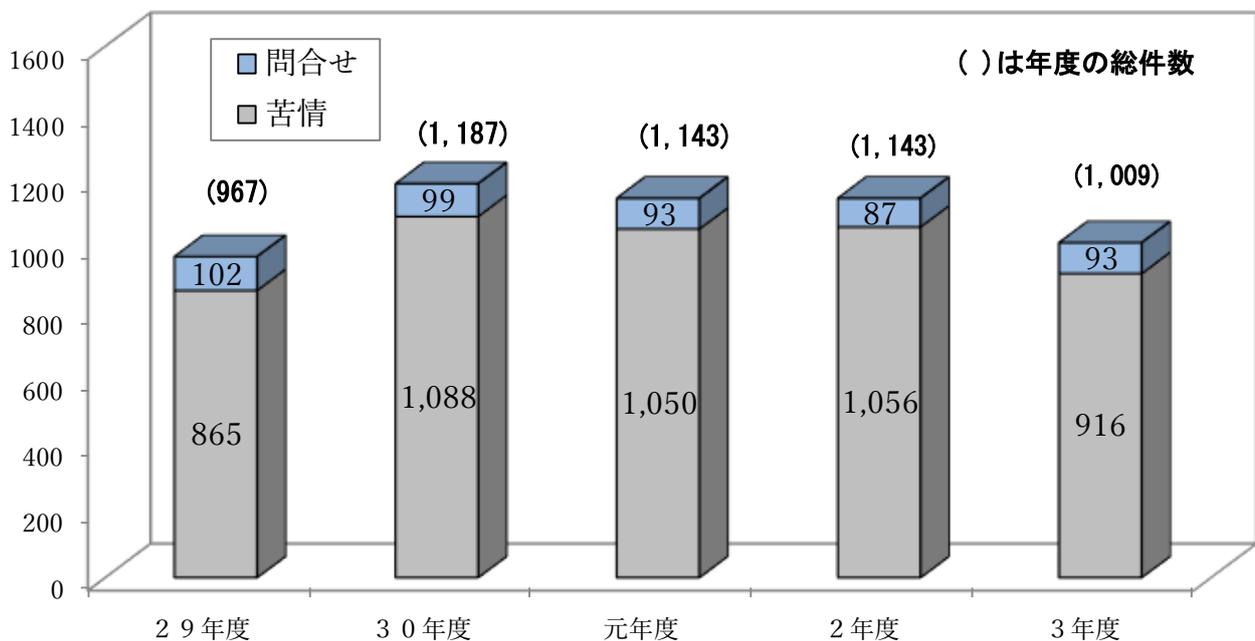
その内容は、「苦情」916件(90.8%)、「問合せ」93件(9.2%)でした。

契約当事者の内訳は、「男性」447件(44.3%)、「女性」489件(48.5%)、「不明」が73件(7.2%)でした。

また、契約当事者を年代別にみると「20歳未満・20歳代」129件(12.8%)「30歳代」99件(9.8%)、「40歳代」115件(11.4%)、「50歳代」142件(14.1%)、「60歳代」97件(9.6%)、「70歳代以上」247件(24.5%)、となっており、昨年と同様に中高年齢者からの相談が多くなっています。

平成29年度から令和3年度までの相談受付件数

(単位:件)



契約当事者の性別・年代別件数

(単位:件)

	令和3年度					令和2年度				
	男	女	不明	計	割合	男	女	不明	計	割合
20歳未満	12	15	0	27	2.7%	9	11	0	20	1.8%
20歳代	51	51	0	102	10.1%	57	67	1	125	10.9%
30歳代	60	39	0	99	9.8%	35	65	1	101	8.8%
40歳代	49	65	1	115	11.4%	70	80	0	150	13.1%
50歳代	60	80	2	142	14.1%	64	96	1	161	14.1%
60歳代	46	51	0	97	9.6%	61	67	1	129	11.3%
70歳以上	107	135	5	247	24.5%	120	149	2	271	23.7%
その他・不明	62	53	65	180	17.8%	72	45	69	186	16.3%
計	447	489	73	1,009	(100%)	488	580	75	1,143	(100%)

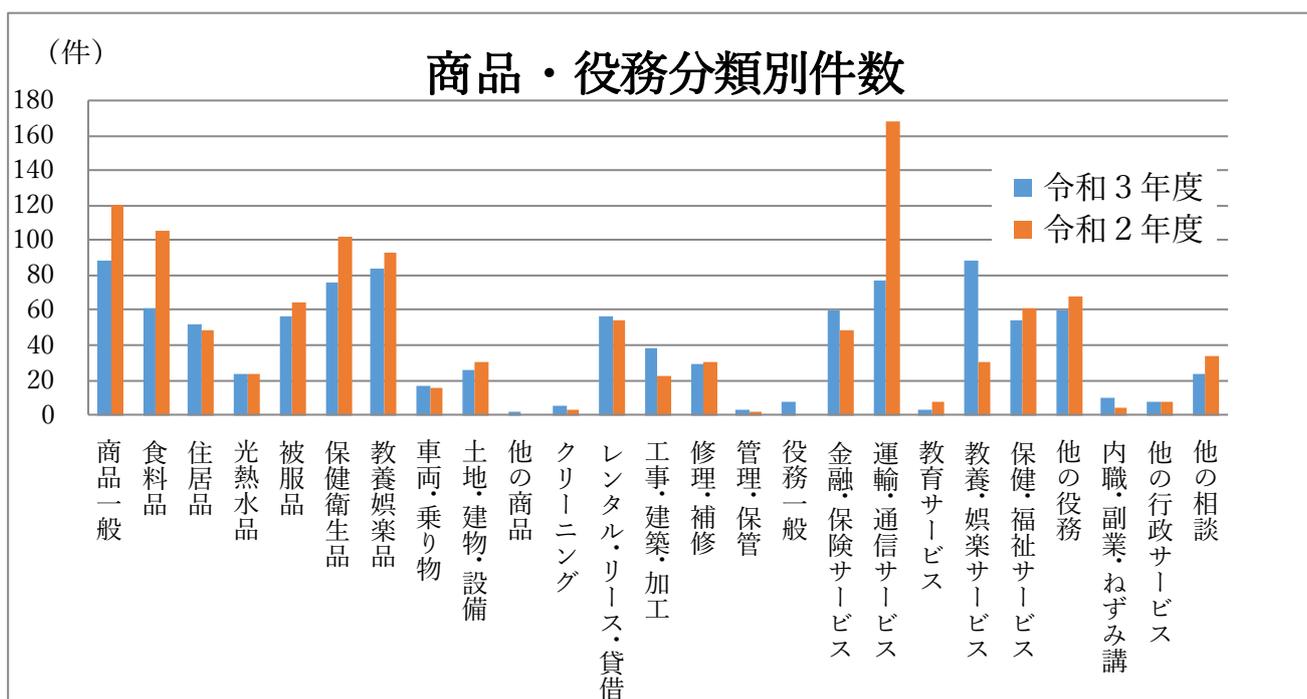
商品・役務分類別件数

1,009件の相談の内容は、「商品」に係る相談が487件(48.2%)、「商品関連役務」が131件(13.0%)、「役務」に係る相談が367件(36.4%)、他の相談が24件(2.4%)でした。

なお、相談内容の上位3位は、不審なメールや郵便物、カードの不正利用等「商品一般」89件(8.8%)、不正なサイトのアクセスやオンラインゲーム等「教養娯楽サービス」88件(8.7%)、パソコン・スマートフォンの新規購入や買い替え等「教養娯楽品」84件(8.3%)となっています。

(単位:件)

商品大分類	3年度	2年度	商品大分類	3年度	2年度
商品一般	89	120	管理・保管	3	2
食料品	61	106	商品関連役務計	131	111
住居品	52	48	役務一般	7	0
光熱水品	24	24	金融・保険サービス	60	49
被服品	56	65	運輸・通信サービス	77	168
保健衛生品	76	102	教育サービス	3	7
教養娯楽品	84	93	教養・娯楽サービス	88	30
車両・乗り物	17	16	保健・福祉サービス	54	61
土地・建物・設備	26	30	他の役務	60	68
他の商品	2	0	内職・副業・ねずみ講	10	4
商品計	487	604	他の行政サービス	8	7
クリーニング	5	3	役務計	367	394
レンタル・リース・賃借	56	54	他の相談	24	34
工事・建築・加工	38	22	総件数	1,009	1,143
修理・補修	29	30			

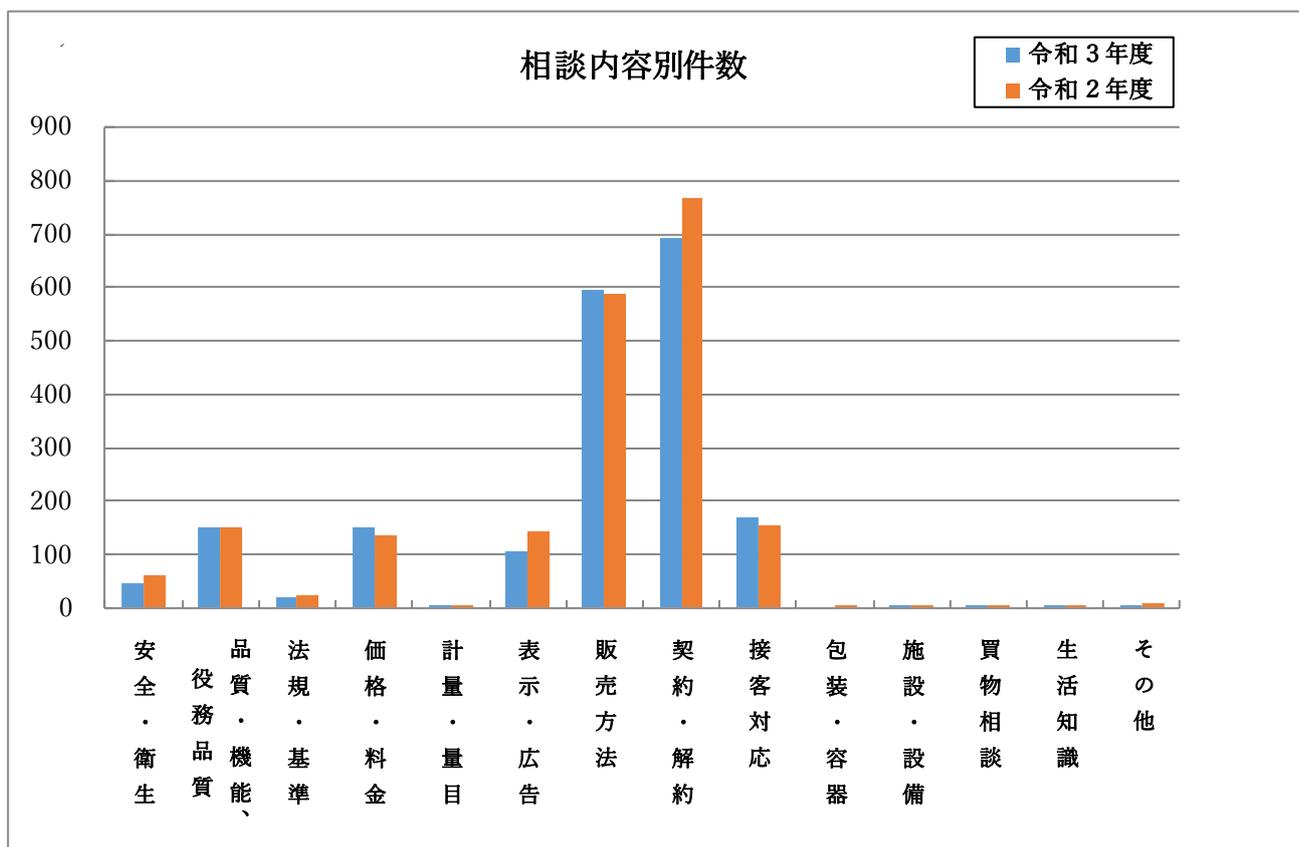


相談内容別件数（内容項目は複数集計）

相談内容別総件数の1,956件のうち、相談内容別に分類すると「契約・解約」に関するものが一番多く694件(35.5%)、ついで「販売方法」に関するものが596件(30.5%)、「接客対応」に関するものが171件(8.7%)、「品質・機能・役務品質」、「価格・料金」が151件(7.7%)の順でした。

(単位:件)

内容別分類	3年度		2年度	
安全・衛生	45	(2.3%)	63	(3.1%)
品質・機能・役務品質	151	(7.7%)	153	(7.4%)
法規・基準	21	(1.1%)	25	(1.2%)
価格・料金	151	(7.7%)	137	(6.6%)
計量・量目	2	(0.1%)	3	(0.2%)
表示・広告	108	(5.5%)	142	(6.9%)
販売方法	596	(30.5%)	588	(28.5%)
契約・解約	694	(35.5%)	768	(37.3%)
接客対応	171	(8.7%)	155	(7.5%)
包装・容器	0	(0.0%)	4	(0.2%)
施設・設備	4	(0.2%)	1	(0.1%)
買物相談	6	(0.3%)	7	(0.3%)
生活知識	1	(0.1%)	5	(0.2%)
その他	6	(0.3%)	11	(0.5%)
総件数	1,956	(100%)	2,062	(100%)



2 クーリング・オフガイド

(1) クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した場合、契約（申込）のための書面を受け取った日を含めて一定期間内であれば、消費者は無条件で契約の解除（申込の撤回）ができるという消費者保護のための制度です。

(2) クーリング・オフできる販売方法の一例（特定商取引法）

●訪問販売



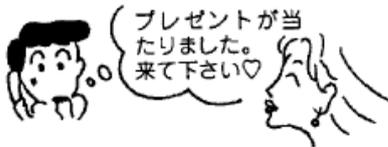
●キャッチセールス

アンケートなどと言って、街頭で呼び止め事務所や喫茶店でエステや化粧品品の契約



●アポイントメントセールス

電話で事務所に呼び出され高額商品や役務の契約



●SF 商法

閉鎖的な場所に呼び込んで無料で日用品等を配り、気分をあげ高額な羽毛布団等を契約

●電話勧誘販売

資格法が典型的。職場・自宅にじっくり電話をかけてきて教材の契約を迫る



●特定継続的役務提供

- ・エステティックサービス
- ・外国語会話教室
- ・学習塾
- ・家庭教師等の在宅学習
- ・パソコン教室
- ・結婚相手紹介サービス



●マルチ商法(連鎖販売取引)

商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法

●訪問買取り

不用品を買うと電話がかかってきたが実際は貴金属の買い取りをせまる



●内職商法（業務提供誘引販売）

仕事に必要と言い、高額な機械や教材、パソコンソフト等契約



(3) クーリング・オフ期間（特定商取引法）

●契約書面を受け取ってから8日間

訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法・電話勧誘販売・特定継続的役務提供

●契約書面を受け取ってから20日間

内職商法（業務提供誘引販売）・マルチ商法（連鎖販売取引）

(4)クーリング・オフの方法

- その契約を解除したい旨を
- クーリング・オフ期間内に
- 書面（内容証明郵便等送付記録が残る郵便）で販売会社に申し出ます（訪問購入の場合は購入会社）。
- クレジット契約を結んでいる場合は、クレジット会社にも**必ず同時**に出しておきます。
- 送ったことを証拠で残しておきます。（ハガキは両面コピーし、送付書等と合わせて保管）

(クレジット契約をしていない場合)

契約解除通知書 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社 クレジット会社 〇〇株式会社 右記日付の契約は解除します。なお、支払いの〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。 令和〇年〇月〇日 〇〇市〇区〇町〇丁目〇番地 氏名〇〇〇〇	あて名 □□□-□□□□ 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇クレジット株式会社 代表者様
---	--

(クレジット契約をしている場合)

契約解除通知書 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社 クレジット会社 〇〇株式会社 右記日付の契約は解除します。 令和〇年〇月〇日 〇〇市〇区〇町〇丁目〇番地 氏名〇〇〇〇	あて名 □□□-□□□□ 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇クレジット株式会社 御中
--	--

(5)クーリング・オフすると

契約は無条件解除となります。

- 支払った代金は全額返金され、違約金などの請求はされません。
- 商品などを受け取っている場合は、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。
- 工事等で建物が元の状態と変わってしまっている時は、無料で元の状態に戻すよう請求できます。

※クーリング・オフができない場合

- 3,000円未満の現金取引
- 特定商取引法で指定されている消耗品で、契約書にもその旨明記されている商品を消費した場合。
また、適用除外とされている商品サービス。（乗用車など）

(6)クーリング・オフ逃れに注意

クーリング・オフを申し出たところ「理由が無ければ無理」「期間を過ぎてからハガキが着いたので無効」「使ってしまったものは返せない」などのクーリング・オフ逃れがあります。気をつけましょう。

- クーリング・オフに理由は必要ありません。
- クーリング・オフの成立日は、書面を出した日です。相手への到着日ではありません。
- 使用したものでも鍋、布団、下着など消耗品に指定されていない商品は使用料などを請求されることなくクーリング・オフできます。
- 電話で申し出ると「担当者がいないので受けられない」「説明したい」等とクーリング・オフを阻止される事があります。
クーリング・オフは、書面で行いましょう。

このように事業者が嘘を言ったり、おどしたりして、クーリング・オフを妨害し、それにより誤解してクーリング・オフできなかった場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフ扱いができるケースもあります。

3 内容証明郵便について

内容証明とは、いつ、誰が誰にどのような内容の文章を出したかを、郵便局が証明してくれるものです。相手側に自分の意思やこれまでの経過を明確に伝えたい時や、書面を発信したことや内容を証拠として残しておく必要がある場合に利用されます。

差出人は、5年以内に限り、差出郵便局の保管する謄本を閲覧し、差出されたことの証明を受け取ることができます。「書留郵便物受領証」は大切に保管してください。

(1) 持参するもの

①用紙 内容証明郵便は1枚の字数が句読点も含めて520字を超えないことという決まりがあります。

文具店で市販されている内容証明書用紙(3枚で1組)を利用するとよいでしょう。同文の書面を3通(コピーでも可)用意し、郵便局の証明印を受けて、1通は相手側に郵送され、1通は差出人に、もう1通は郵便局に保管されます。

②封筒 差出人と受取人の住所、氏名は文中の住所、氏名と同一にします。封をせずに持参。

③印鑑 訂正があった場合、認印が必要になります。

(2) 内容証明郵便の取扱い窓口(2021年10月改訂)

①習志野郵便局窓口 電話047(472)6243

平日	9:00-19:00
土曜日	9:00-15:00

②ゆうゆう窓口 電話047(475)1711

平日	8:00-19:00
土曜日	8:00-18:00
日曜日・休日	9:00-15:00

区 別	料 金
内容証明料金 謄本1枚(3枚1組)	440円
1枚増すごと	260円
簡易書留郵便料金	320円
通常郵便料金(定型25gまで)	84円
配達証明料金	320円
速達郵便料金(定型250gまで)	260円

※住所:①②とも習志野市津田沼2-5-1

※料金:内容証明料金+簡易書留郵便料金+通常郵便料金です。必要に応じて「配達証明」や「速達郵便」扱いし、その料金が加算されます。

※同じ内容を複数カ所に出す場合。「連名」にすると「内容証明料金が」2件目より半額になります。

☆内容証明郵便の書き方

習志野市津田沼〇〇丁目〇番〇号 習志野花子	令和〇年〇月〇日	ください。	ください。 なお、商品は早急にお引き取り ください。	普通預金口座〇〇〇〇号へ振り込 金〇〇〇円は、〇〇銀行〇〇支店	つきましては、既に支払った の契約を解除します。	〇〇〇(商品名)「(価格〇〇円)	セールスマン〇〇氏と締結した 令和〇年〇月〇日付けで、貴社	契約解除通知
--------------------------	----------	-------	----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------	------------------	----------------------------------	--------

この例文は、クーリング・オフの場合です。

4 未成年者契約の取消し

特定商取引法でクーリング・オフができなくても民法等の法律や、約款・業界の自主基準等によって契約の取り消しや解約ができる場合もあります。

たとえば未成年者(20歳未満)が契約する場合は親権者(父親、母親)の同意が必要です。同意なく未成年者が契約した時は本人や親権者が取り消すことができます。取り消された場合、原則として既に商品を受け取っていたときはそのまま返品し、代金を支払っていれば返金してもらうことができます。取り消しの通知は内容証明郵便等で行います。

※民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳になります。

★未成年者契約の取消し通知の書き方

●未成年者本人が出す場合(※印は代金を支払い商品を受け取った場合)

取消通知	令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と締結しました〇〇〇(商品名)(価格〇〇〇円)の購入契約は、未成年者の私が親の同意なしで行ったものであり、取り消します。
	※つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇〇号に振り込んでください。
	なお、商品は早急にお引き取り下さい。
	い。
	令和〇年〇月〇日
	習志野市津田沼五丁目十二番十二号
	習志野花子
	〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地
	〇〇〇株式会社

●未成年者が行った契約を親権者が取り消す場合

取消通知	令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と、私の子供〇〇〇との間で締結された〇〇〇(商品名)(価格〇〇〇円)の購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取り消します。本人も取り消しを望んでおり、もちろん支払い能力もありません。
	※つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇〇号に振り込んでください。
	なお、商品は早急にお引き取り下さい。
	い。
	令和〇年〇月〇日
	習志野市津田沼五丁目十二番十二号
	習志野太郎
	〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地
	〇〇〇株式会社

しかし、次のような場合などは取り消しができませんので注意してください。

- ①未成年者が相手に対し、自分は成年であると信じ込ませた場合
- ②親から自由に使うことを許されている金額の範囲内の場合(小遣いなど)
- ③未成年者の時に契約をして、成年になってからも代金の支払いを続けた場合
- ④法律上の結婚をした場合
- ⑤許可された営業に関して契約した場合

5 家庭用品品質表示法等による立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき、消費者が買物をするときに役立つよう適正な品質表示がされているか、店頭での立入検査を行っています。

令和3年度立ち入り結果

検査項目	検査品目	店舗数 調査品目	検査要件	検査結果
消費生活用製品安全法第41条第1項又は第2項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用圧力がま、家庭用圧力なべ ・石油ストーブ ・乗車用ヘルメット ・携帯用レーザー応用装置 ・ライター ・登山用ロープ 	12店舗 対象品目 10品目 検査品目 6品目 検査機種数 70機種	特定製品に対するPSマークの有無と表示が適正になされているか。  	違法件数 0件
家庭用品品質表示法第19条第3項に基づく立入検査	<繊維製品> 23品目 コート、ズボン、スカート他 <合成樹脂加工品> 8品目 たらい・バケツ・洗面器及び浴室用の器具、食事用・食卓用又は台所用の器具他 <電気機械器具> 16品目 電気毛布、炊飯ジャー、電子レンジ、電気パネルヒーター、コーヒー沸器他 <雑貨工業品> 24品目 ティッシュペーパー及びトイレットペーパー、障子紙、衣料用・台所用又は住宅用の漂白剤、塗料、浄水器、鍋、湯沸かし、椅子他	12店舗 71品目 193機種	品質表示が適正に表示されているか。店舗側の表示に対する意識等は正しいかどうか。	違法件数 0件
電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・延長コード、直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、蛍光ランプ、LED ランプ、電子レンジ、電気冷蔵庫、空気清浄機、電気アイロン、電気掃除機、毛髪乾燥機、扇風機、電気ストーブ、電気ジャー、ジューサーミキサー、電磁誘導加熱式調理器、電気ホットプレート、電気トースター、電気コーヒー沸器、電気加湿器、電気湯沸器、電気こたつ、電気洗濯機、電気乾燥機他 	12店舗 40品目 検査機種数 617機種	電気用品に対するPSEマークの表示と長期使用製品安全表示の有無が適正になされているか。  	違法件数 0件

6 多重債務問題対策

国は、我が国の消費者金融の利用者は、少なくとも 1,400 万人、多重債務者は 200 万人を超える
と指摘し、これらの多重債務者を救済するために、多重債務問題改善プログラムを策定し、国、都道
府県、市町村が取り組むべき施策、役割を明確にしました。これを受け、千葉県では「千葉県多重債
務問題対策本部」を設置し対策の強化を図っています。

習志野市においても、平成19年度に「習志野市多重債務問題対策庁内連絡会」を設置し、各関係
部署間の連携を密にし、多重債務者の掘り起こし、相談窓口への誘導等の取り組みを行っています。
また、平成21年9月より「司法書士による債務相談(多重債務相談専用)」窓口を設置し、予約なしで
の相談を受けています。(平成24年度より名称を「司法書士による登記・後見・債務相談」に変更し
ました。)

平成24年度からの新たな取り組みとして、千葉県弁護士会と「クレジットサラ金相談の団体配点名
簿の配布にあたっての協定書」を締結し、相談員が速やかに且つ直接弁護士に相談予約ができるよ
うになりました。

○習志野市多重債務問題対策庁内連絡会 (平成20年 2月 7日設置)

＜構成員＞

市民広聴課長(消費生活センター長兼務)、税制課長、国保年金課長、介護保険課長、
健康支援課長、高齢者支援課長、生活相談課長、障がい福祉課長、住宅課長、
こども保育課長、子育て支援課長、学校教育課長、社会福祉協議会地域福祉課長

＜会議開催＞

平成19年度 第1回会議 (平成20年2月) ・庁内連絡会立ち上げ ・多重債務の現状
第2回会議 (平成20年3月) ・具体的対策について
平成20年度 第1回会議 (平成20年7月) ・相談件数及び概要について、千葉県の動向
・相談員による講義
平成21年度 第1回会議 (平成21年7月) ・調停制度について
平成22年度 第1回会議 (平成22年6月) ・平成21年度の相談実績報告等について
・相談員による消費生活講座
平成23年度 第1回会議 (平成23年9月) ・平成22年度の相談実績報告等について
・相談員による消費生活講座
平成24年度 第1回会議 (平成24年9月) ・平成23年度の相談実績報告等について
・弁護士による講義・意見交換会
～多重債務問題の現状と連携の必要性～

平成25年度～令和3年度 庁内連絡会の開催なし

★多重債務は解決できます。ひとりで悩まず相談しましょう。

○消費生活相談

電話相談及び来所相談(受付 15:30 まで)

月曜日～金曜日及び第2土曜日

(土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始を除く)

TEL 047-451-6999 9:30～16:00

○司法書士による登記・後見・債務相談(多重債務相談)

予約不要

日時： 毎月第1木曜日・午前10時から正午・午後1時～午後2時30分(祝日は休)

場所： 市庁舎分室(サンロード津田沼6階) 市民相談室

受付： 午前10時から午後2時

Ⅲ 消費者啓発

消費者が自主性をもって、健全で合理的な消費生活を営むことができるよう、各種啓発を行っています。

1 啓発用パネル展示、パンフレットの配布・ミニ消費生活展

(1) 相談窓口、消費生活パネル展等において啓発用パンフレット、冊子の配布及びパネルの展示を行っています。

(2) ミニ消費生活展

5月の消費者月間にあわせ、習志野市ミニ消費生活展を消費者団体と共催で開催する計画でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

2 広報紙等掲載による啓発

(1) 「消費生活メモ」奇数月15日に広報習志野と習志野市ホームページに掲載し、悪質商法や消費者問題の解決等の暮らしの情報を提供しています。

掲 載 日	掲 載 テ ー マ
令和 3 年 5 月 15 日号	トイレのつまり解消、「500円から」が十数万円に！
8 月 1 日号	不用品の引き取りを頼んだら、貴金属を持ち去られた！
9 月 15 日号	送り付けられた商品は直ちに処分できるようになりました!!
11 月 15 日号	新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意！
令和 4 年 1 月 15 日号	「着衣着火」に気を付けましょう！
3 月 15 日号	「インターネットを使っていないなら、料金を安くできますよ。サポートします。」との電話！その契約本当に大丈夫？

5月15日号

消費生活メモ



トイレのつまり解消、
「500円から」が十数万円に!

相談

賃貸アパートに住んでいるが、夜にトイレが詰まった。インターネットで検索し、500円から請け負うという業者を見つけ、電話して来てもらうことにした。その時に料金の話はなかった。1〜2時間で業者が来て、料金などの説明のないまま作業を始めた。途中で「詰まりが解消しないため薬剤を使うので1万円掛かる」、少ししてから「機械を使うので3万円」、しばらくして「便器を取り外すので5万円」と小出しに料金を提示され、了承したわけではなかったが何も言えなかった。結局、作業費、衛生処理費、出張費などが加わり18万円を請求された。支払いは現金払いのみで、後日の振り込みだと割高になると説明されたため、コンビニでお金を引き出し、全額支払った。詰まりは解消されたが、18万円は高過ぎるのではないかと思った。いくらか返金してもらえないだろうか。

アドバイス

安い料金のチラシを見て電話する方法に加え、最近はネットで安い料

金で請け負う業者を探す方法が加わりました。どちらか安い料金は見せかけて、実際にはきちんと説明されず、高額な料金を請求されるという相談が増えていきます。集合住宅の場合は、最初に管理会社や大家さんに相談しましょう。夜間など連絡ができません、すぐに修理が必要な場合は、電話で依頼する時、そして作業前に料金について必ず確認し、見積書を出してもらいましょう。業者はプロです。状態を見ておおよそどんな作業が必要か判断できるはずですが、うまくいかないからと、どんどん作業内容を増やし、料金を上乗せしていくというのはプロの仕事とは思えません。支払い後に、一部でも返金を求めるというのは至難の業です。納得できないのであれば、支払いを一時保留し、交渉するというのも一つの方法です。

詰まりは、市販のラバーカップ等を使い自分で解消できる場合もあります。常備しておく役立つかもしれません。便利な排泄ケア用品が普及していますが、流してしまふと詰まりの原因になります。気を付けましょう。水があふれ出てくる時はトイレ用の元栓を閉じて、ゆっくり対処法を考えましょう。普段から地元で信頼できる業者を探して、おおよその予算も把握しておきましょう。

問い合わせ

消費生活センター
☎047(451)6999

8月 1日号

消費生活メモ



不用品の引き取りを頼んだら、
貴金属を持ち去られた!

相談

「不用品はないか」との電話後に来訪する訪問購入業者とトラブルになる相談が寄せられています。日中在宅している高齢者が被害に遭うケースも多いのでご注意ください。

相談

業者からの電話を受けて古着の処分を頼んだ。来訪した業者は、古着を見ようとせす貴金属を出すように迫ってきた。断り切れず、プラチナの指輪と金のピアスを渡すと3千円を置いて帰った。納得できないので返却を求めたいが、契約書もなく業者が分からない。

アドバイス

訪問購入での貴金属の買い取りの窓口は「不用品はないか。処分してあげる」と電話で勧誘し、消費者が家具や衣類などの処分を望んで来訪を許したにもかかわらず、来訪時に「貴金属はないか」と執拗に迫り、安値で貴金属を買い取っています。

訪問購入では、突然の訪問（飛び込み営業）は禁止されていますが、事前の勧誘電話は禁止となっていない。しかし、勧誘に先立って、業者名、購入物品の種類、勧誘目的であることを告げる義務があります。「相談」は消費者の同意が「古着の買い取り」であるにもかかわらず「貴金属の買い取り」を要求しています。この要求は、「不招請勧誘」となり禁止されています。事前に承諾をしていない貴金属の買い取りの話が出たら、きっぱりと断りましょう!

訪問購入業者は契約書を交付する義務があります。消費者は契約書を受け取った日から数えて8日間以内であれば、クーリング・オフによる解除ができます。また、クーリング・オフ期間は、物品の引き渡しを拒むこともできます。書面をしっかりと確認しましょう。

突然の電話や訪問で勧誘を行う業者とのトラブルを避けるためには、事前の電話で安易に業者の訪問を承諾しない、来訪された場合には玄関のドアを開けずに毅然と断ることが大切です。

お困りの際には、お早目に消費生活センターへご相談ください。

問い合わせ

消費生活センター
☎047(451)6999



困った時はご相談を！

消費生活

メモ

送り付けられた商品は直ちに処分できるようにになりました!!

特定商取引法の改正により令和3年7月6日以降、注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については直ちに処分することができます。

相談1

突然、魚介類を扱う業者から電話があり、「以前注文を受けた商品を代引配達で送る」と言われたが、頼んだ覚えがない。「頼んでいない」と断ったが、商品が送られてきたら、代金を支払わなくてはならないか。

アドバイス

注文や契約をしていない商品が送られてきても、売買契約は成立していないので、代金を支払う義務はなく、受け取る必要もありません。業者の連絡先などが分からないことが多いため、商品を受け取り支払ってしまつと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。確実に断れたか不安な場合には、

商品は受け取らずに送付元の住所などを控え、申し込みの撤回(クーリング・オフ)の通知を8日以内にしましょう。

相談2

自宅ポストに小包が投函されていた。差出人に心当たりはなく、開封すると不織布のマスクが入っていて、請求書は見当たらなかった。処分してもよいか。

アドバイス

一方的に商品を送ってきた場合に、業者は商品の返還請求ができませんので、消費者は直ちに処分することができます。

商品によっては知人や友人などからの贈答品という場合もあります。大手通販サイトなどで購入するときに、贈答品の設定をしないと送付元の記載がされずに届くこともあるので、心当たりがあれば聞いてみてください。

通販会社から頼んでいない商品が届いたり、請求書だけが届くという場合には、第三者のなりすましによる被害も考えられますので、商品を処分する前に確認する必要があります。

お困りの際には、お早目に消費生活センターへご相談ください。

問い合わせ

消費生活センター

☎047(451)6999

困った時はご相談を！



消費生活



消費生活センター
☎047(451)6999

新型コロナウイルスに
便乗した悪質商法に注意!

魚介類の産地を観光で訪れる人が減り、「経営が苦しいので漁師を助けてほしい」などと言って海産物を購入させる手口があります。これから年末に向けて購入を検討している人は、電話勧誘にご注意ください。

相談1

携帯電話に「海産物を買ってほしい。以前買ってもらったことがありますよね」と電話があった。通信販売で購入したことはあり、業者が確認した私の住所は正しかったので信用して注文した。

商品が代引きで配達されたが、電話で名乗った業者名と発送業者名が違った。契約書にはクーリング・オフの記載があるが、解約できるか。

アドバイス1

業者からの勧誘電話によって契約をした場合、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。この場合、書

面を受け取った日から数えて8日間はクーリング・オフをすることができません。

相談2

遠方の業者から「3年前に当地を旅行された際に海産物を購入された方の名簿があったので電話しました」と、購入を勧める電話がかかってきた。実際に旅行で訪れたのは10年以上前なので、信用できないと思いつつも断ったが、業者は一方的に「送ります」と言って電話を切った。届いたらどうすればよいか。

アドバイス2

電話をかけてくる業者は「新型コロナウイルスの影響でお客が減少している。助けてほしい」などと消費者の関心を引き、購入を勧めてきます。

連絡先を言わない、話の内容に嘘がある等、不審な点があったら相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。それでも送ってきた場合は、送り主の名称や住所をメモしてから受け取り拒否をしましょう。特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降は注文や契約をしていないにもかかわらず一方的に送りつけられた商品は直ちに処分できることになりました。代金を支払う義務も生じません。

困った時はご相談を！

消費生活

メモ



消費生活センター
047(451)6999

「着衣着火」に
気を付けましょう！

料理中のコンロの火が袖口に燃え移る等、何らかの火元から身に着けている衣類に着火する「着衣着火」により毎年約100人が全国で亡くなっています。そのうち8割以上が65歳以上の高齢者です。寒い時期は、ガスコンロでの鍋料理やストーブ等の暖房機器などで火を扱う機会が増える一方、空気の乾燥により火災が発生しやすい季節です。火を扱う際には次のことに注意して「着衣着火」を防ぎましょう。

相談

フリースのガウンを着たまま、朝ご飯の支度をしていたらコンロの火が袖口に燃え移り、あつという間に肘あたりまで火が広がった。大急ぎで水をかけ、火は消えたが、何に気を付ければよかったのか。

アドバイス

次のポイントに注意しましょう！

● 火に近づきすぎない。手を伸ばしたり、かがんだりすると意図せず身体が火に接近する可能性があります。

● 調理の際は、鍋底から炎がはみ出さないよう、火力の調節をする。

● 引火しやすい液体などが付着したままの服で火に近づかない。

● 袖口や裾が広がっている衣服・ストール等、垂れ下がっているものは火を扱う際には身に着けない。

● フリース、ネル等の生地のは着替えてから調理する。

● 表面に細かい繊維が毛羽立っており、わずかな炎が接触しただけで火が付き、一瞬のうちに燃え広がってしまう「表面フラッシュ」という現象が起こります。火が付にくい防災用品のエプロンやアームカバーを使うことも有効です。

● 火の周囲にも注意する。風が吹くような場所では着火すると燃え広がり、大変危険です。

万が一、「着衣着火」が起きたら服を脱ぐ・水をかける等をして、早急に消火してください。

やけどを負った場合はすぐに水で冷やし、医療機関に受診してください。



困った時はご相談を！

消費生活

メモ



消費生活センター
047(451)6999

「インターネットを
使っていないなら、
料金を安くできますよ。
サポートします。」との電話！
その契約、本当に大丈夫？



相談

業者から電話があり、「光回線からアナログ回線に戻すと電話代が安くなる。」と言われて。自身が契約している大手通信会社からの勧めだと思い、アナログ回線に戻すことを決め、業者に言われるまま契約の手続きをした。その後、知らない会社から6千円の請求書が何回か届くようになった。電話代は以前と変わっていない。契約書をよく見ると生活サポートの契約をしたらしい。

アドバイス

光回線を利用したインターネットと電話回線のセット契約をしていた人からの相談事例です。この業者はアナログ回線に戻すと言いつつ、別の契約をさせています。契約後、初めて契約内容を知り、解約しようとする、高い解約料を請求されることもあり、アナログ回線に戻すのは消費者自身で手続きを行うことが可能です。

「契約の依頼があったら」

- ① 勧誘を受けた事業者名と契約内容をしっかり確認しましょう
- ② 必要のない契約はきっぱり断りましょう

NO!



- ③ 光回線契約をアナログ回線に戻す場合には、自身が契約している大手通信会社に問い合わせましょう
- ④ 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、消費生活センターにご相談ください

生活センターにご相談ください

4 まちづくり出前講座等

消費者が悪質商法にあわないための啓発講座を、消費生活相談員が講師として開催しました。

開催日	テーマ	対象	受講者数
4月7日	千葉県発行の冊子「オトナ社会へのパスポート」をもとに講義。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講義は事前に収録。収録した内容をオンデマンドで配信	日本大学生産工学部学生	1,117
10月22日	消費生活講座「消費力をつけるために」 1. 消費生活センターの役割 2. 高齢者の消費者トラブル 3. いろいろの契約 4. クレジットカード、プライベートカード	習志野市新規採用職員	48
計	2回		1,165

5 令和3年度 習志野市消費生活パネル展

習志野市みんなの消費生活展に代わる事業として、安全で安心した消費生活をおくることができる社会の実現を目的として、「令和3年度 習志野市消費生活パネル展」を開催しました。

○令和3年度 習志野市消費生活パネル展

テーマ：各出展団体のテーマ

期間：令和4年2月14日(月)～2月17日(木)

場所：習志野市役所1階展示スペース

主催：習志野市

○出展団体及びテーマ

団体名	テーマ等
習志野市消費生活研究会	～今しよう！家庭からのごみ減量～ 持続可能な暮らし
生活協同組合コープみらい	ブロック委員会で発信している食育環境の取り組みと習志野市に関連した取り組み紹介
一般財団法人 関東電気保安協会千葉事業本部	電気の安全と省エネルギー
千葉県行政書士会葛南支部	「あなたの街の法律家」による生活支援
一般社団法人 習志野市薬剤師会	暮らしに役立つ「くすり」の知識
津田沼中央総合病院	あなたの飲み込み大丈夫？ ～いつまでもおいしく食べるために～
習志野市高齢者相談センター	住み慣れたまちでいつまでも
習志野市企業局	ガス・水道・下水道コーナー
習志野市消費生活センター	消費生活のあれこれ

令和3年度 習志野市消費生活パネル展（於：習志野市役所 1階展示スペース）



☆パネル展正面



☆習志野市消費生活研究会



☆生活協同組合コープみらい



☆関東電気保安協会千葉事業本部



☆千葉県行政書士会葛南支部



☆習志野市薬剤師会



☆津田沼中央総合病院



☆習志野市高齢者相談センター



☆習志野市企業局



☆習志野市消費生活センター



☆パネル展正面全景



☆見学風景

IV 計量器定期検査

事務所・商店・医院・学校等で営業用や証明用に使用されている計量器を定期的に検査して計量器の適性化に努めています。

1. 計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき取引・証明に使用される計量器は2年に1回定期検査を受けなければなりません。

検査は、千葉県計量検定所に協力して、検査場所を指定し、持込みにより行う集合検査と、容量が大きいなどの理由で、計量器の置かれている事業所で行う所在場所検査に分けて実施しています。

《検査成績》

種 別	検 査 日	検査戸数	検査台数	不合格
集 合 検 査(6日間)	6月22日	21戸	35台	0台
	6月23日	30戸	62台	0台
	6月24日	28戸	55台	1台
	6月25日	18戸	47台	1台
	6月28日	15戸	21台	0台
	6月29日	20戸	66台	0台
計		132戸	286台	2台
所在場所検査(4日間)	8月18日	2戸	5台	0台
	8月26日	1戸	70台	2台
	8月27日	3戸	51台	0台
	9月10日	1戸	9台	0台
計		7戸	135台	2台
合 計		139戸	421台	4台

集合検査実施日：令和3年6月22日・23日・24日・25日・28日・29日 6日間

所在検査実施日：令和3年8月18日・26日・27日・9月10日 4日間

集合検査場所：市役所1階展示スペースで実施

V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の設置並びに組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、法第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	習志野市消費生活センター
位 置	習志野市津田沼5丁目12番12号

(消費生活センター長及び職員)

第4条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第5条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び相談時間)

第2条 習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の開所時間及び相談時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開所時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 相談時間 午前9時30分から午後4時00分まで

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日（第2土曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(業務)

第4条 消費生活センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項各号に定める事務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第12条第1項及び第2項に基づく消費者事故等の発生に関する情報の通知に関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認めた業務

(消費生活相談員の事務)

第5条 消費生活相談員は、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務に従事する。

- (1) 消費者安全の確保（法第2条第3項の消費者安全の確保をいう。以下同じ。）のための啓発及び教育に関すること。
- (2) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めた事務

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

☆ 消費生活相談

商品やサービスの苦情・問合せ、契約をめぐるトラブルについてお気軽にご相談ください。
相談員が皆さんと共に考え、解決のためのお手伝いをします。
ご相談は、主に電話でお受けしていますので、何か問題のある時は早めにご連絡ください。

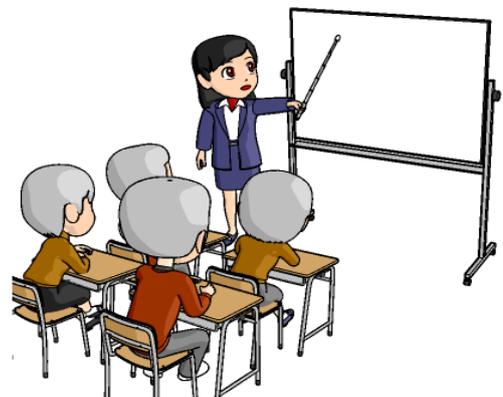
- ・相談日 月曜日から金曜日及び第2土曜日(祝日・年末年始除く)
午前9時30分から午後4時まで
- ・相談員 消費生活相談員
- ・相談場所 習志野市消費生活センター
習志野市津田沼5-12-12
サンロード津田沼4階
電話 047(451)6999(相談専用)



☆まちづくり出前講座

消費生活相談員があなたの町会・サークル・事務所・学校等に出向き、悪質商法の被害を未然に防ぎ、かしこい消費者になるための講座を開きます。

- ・講座内容 最近の被害例と対処法(一般・高齢者・若者向)
悪質商法、架空・不当請求、敷金返金、多重債務など
- ・時間 市役所開所日の午前10時から午後4時までの時間帯で、原則1回2時間以内
- ・場所 会場は申込者が確保してください
- ・費用 講師の派遣に要する経費等については無料です
- ・問合せ 習志野市消費生活センター
電話 047(489)5230



習志野市消費生活センター

〒275-0016

千葉県習志野市津田沼5-12-12

習志野市役所庁舎分室(サンロード津田沼)4階

電話番号 047(489)5230

047(451)6999(相談専用)